

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊本 頼 兼

京都市規則第247号

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条前段中「または」を「又は」に改め、「市長」の右に「(条例第2条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせる有料公園(同項に規定する有料公園をいう。)にあっては、当該指定管理者。第3条第1項、第8条第2項及び第13条において同じ。)」を加える。

第3条第1項中「有料公園施設」を「条例第2条第1項に規定する有料公園施設(以下「有料公園施設」という。)」に改め、同条第2項本文中「前においては受理しない」を「から受け付けるものとする」に改め、同項ただし書中「市長が」の右に「特別の理由があると」を加える。

第8条を次のように改める。

(許可等の通知)

第8条 市長又は指定管理者は、第1条、第5条第1項若しくは第3項又は第6条の規定による申請があったときは、許可又は不許可を決定し、許可通知書又は不許可通知書を申請者に交付する。

2 市長は、第3条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

第9条第1項中「または」を「又は」に改め、「身元確実な」を削り、同条第2項

中「または」を「, 又は」に、「使用者」を「法又は条例の規定に基づき許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に、「あらためて」を「改めて」に改める。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（特別の設備）

第13条 条例第12条の2第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとする者は、当該設備に係る設計書、仕様書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

第1号様式備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 指定管理者が管理する有料公園の場合には、「京都市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

第2号様式備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 指定管理者が管理する有料公園に係る京都市都市公園条例第3条第3項の規定による変更の許可の申請の場合には、「京都市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

第3号様式に備考として次のように加える。

備考 指定管理者が管理する有料公園施設の場合には、「京都市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）